

令和5年第12回

海老名市農業委員会定例総会議事録

日	時	令和5年12月25日
		13時30分～15時34分
会	場	海老名市役所 6階議員全員協議会室

令和5年第12回海老名市農業委員会定例総会

令和5年12月25日「令和5年第12回海老名市農業委員会定例総会」を議員全員協議会室に招集した。

招集委員は14名、応召委員は14名で次のとおりである。

1番 深澤 伸治	2番 宮基 功	3番 澤地 正典	4番 井上 勝
5番 鈴木 守	6番 岩壁 正和	7番 三廻部 茂	8番 波多野 寛
9番 市川 和美	10番 小松 佐一	11番 鈴木 徹	12番 橋本 保
13番 青木 莊一	14番 牛村 律子		

また、出席した農地利用最適化推進委員は6名で次のとおりである。

15番 本多 洋	16番 大貫 信夫	17番 重田 政一	18番 西海 正義
19番 西山 勝敏	20番 鴨志田ひろし		

事務局の出席は次のとおりである。

事務局長 秦 芳生、主幹兼管理係長 尾山 剛、主任主事 榎田 晃、
主 事 高野 栞

会議事項は次のとおりである。

日程第1	議案第63号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2	議案第64号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第65号	引き続き農業を行っている旨の証明について
日程第4	議案第66号	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
日程第5	議案第67号	農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」
日程第6	議案第68号	農地法第18条第6項の規定による通知について

審議事項は次のとおりである。

- (1) 農地の使用貸借権の解約について
- (2) 農地の一時使用について
- (3) 農地転用届出による専決処分について

会長が開会を宣言した。（開会の時間：午後１時３０分）

【議長】 ただいまの出席委員は１４名です。また、農地利用最適化推進委員６名が出席をしております。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

次に、海老名市農業委員会会議規則第１３条第２項により議事録署名委員を指名させていただきますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしですので、９番委員と１０番委員を指名いたします。

それでは、議案書３ページから５ページ、４．報告事項の（１）活動状況、（２）農地異動状況、（３）県許可の状況について、事務局からそれぞれ説明をお願いいたします。

【事務局長】 （先月の活動状況、農地移動状況を報告した。）

【議長】 報告事項が終了いたしました。ただいまの報告につきまして、何かご質問等ございましたら、よろしくをお願いいたします。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようでしたら、報告事項ですので、この程度にさせていただきます。

本日は、傍聴希望者がございませんので、このまま進めさせていただきますと思います。

それでは、議案書６ページ、５．付議事項の日程第１、議案第６３号 農地法第３条の規定による許可申請について を議題といたします。

受付番号３２について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、第３条の規定による許可申請について提案説明を行います。

受付番号３２でございます。申請地は、本郷■■■■■■■■■■、登記簿地目、畑、現況地目、畑、面積、■■■平米、議案書のとおりでございます。譲受人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、譲渡人は、本郷■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■、権利の種類は、所有権の移転、目的は、世帯内贈与でございます。現地の案内図及び写真につきましては、資料１－１でございます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、地区委員の意見をお伺いいたします。橋本保委員。

【橋本委員】 先日、申請者本人が自宅に参りまして、説明を受けました。■■■さん宅は夫婦4人とパート12名を雇用している、海老名市内でも大規模な経営をしている農家でございます。将来の相続を見据えて、家庭内で相談した結果、世帯内贈与をするという説明でございました。世帯内贈与のことでございますので、特段問題点はないかなと思っています。

以上、報告を終わります。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、詳細説明でございます。

■■■さんの農家世帯としての状況についてでございますが、■■■さん、■■■さん、■■■さん、■■■さんの4人が農業従事者だそうです。経営主につきましては、令和5年の農家台帳におきまして■さんになっております。農業への従事状況についてでございます。農業経験年数は、■さんが34年以上、■■■さんが29年以上、■■■さん、■■■さんがそれぞれ60年以上だそうです。農業従事日数は、■さん、■■■さんが350日、■■■さん、■■■さんが300日だそうです。■■■さんの世帯の現在の農業経営面積でございますが、自作地の田が■■■平米、畑が■■■平米、合計■■■平米でございます。次に、機械についてでございます。主要農機具といたしまして、トラクター2台、トラック3台を所有しております。取決めに従い、支障が出ないように耕作する旨が申請書に記載されており、機械の面、労働力の面、技術の面を見ても譲受人として特に問題なしと思われます。そのほか、許可することができない場合が定められている農地法第3条第2項各号に該当する項目はございません。この案件に関しましては特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 12月22日に、現地調査班1班の5名と事務局2名で現地を確認してきました。現地は、この写真のように、適切に耕作、管理されており、特に問題ないと思われます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号32について、質疑のある方。

【19番委員】 まず、公図なのですけれども、3266-2というのが隣接しているのですが、これは道路ですか。3266-1が■■■さんの土地なんですけれども。

【主幹兼管理係長】 3266-2なのですけれども、これは道路になります。多分、拡張されたんだと思うのですけれども、こちらは道路になります。

【19番委員】 これは隅切りが入っているんですが、写真の撮②を見ると、隅切りがこちらの■■■さんのほうの土地に入っちゃっているので、これってどういうふうに見たらいいのかなと思ったんです。

【事務局長】 これ、地図の話ですよ。これ、公図上、隅切りになって、公道ですから、道路の部分は海老名市が所有しております、多分、この地図で見ると、案内地図はそこまで隅切りをしていないような図になっているということなんですよね。

【19番委員】 してあるよ。これ、擁壁が隅切りになっているよ。斜めに。撮②ですよ。

【事務局長】 図の引き方が悪いよと。

【19番委員】 引き方が悪いのか分からないけど、要は■■■さんの土地が隅切りまで入っちゃっているのです。

【事務局長】 この地図がですよ。

【19番委員】 この公図では隅切りがありますよね。ということは、隅切りがあるということは、ここは海老名市の土地だよと、この地図を見ると、この隅切りが、■■■さんの地域内に入っちゃっているんですよ。言っていること、分かりますか。

【事務局長】 もう一度、どの…。

【19番委員】 3266-2。3266-1が今回の3条の申請ですよ。3266-2というのが海老名市の土地だよと。この土地だよというので、撮②の方向から見たときに、ここに擁壁みたいなのがあって、隅切りになっていますよね。電信柱があって。そうすると、この空間は海老名市の土地なんですかということになっちゃうわけです。分かりますか。

【事務局長】 この空間というのは、電信柱がある空間ですか。

【19番委員】 そうです。民地に入っているの。この隅切りが。

【事務局長】 この黒い線、事務局で出した線から、地図で見ると、左側はこれは民地です。右側が、さっき言った、筆で言うと、3266-2は、この太線の右側、いわゆる道路側に入っていると思っていただいて結構です。

【19番委員】 じゃ、撮影の仕方がちょっとあれなのかな。

【事務局長】 簡単に言うと、電柱は民地に立っています。

【19番委員】 これは公図上の図が悪いということですか。写真から見ると、何となく、この空間の部分が海老名市の土地に見えちゃうんですね。

【事務局長】 恐らく、写真を撮るときに、道路環境とか見て、ある程度撮ってきますので。ただ、最後の線の引き方が微妙にずれたりすると、そういうときもあるのかなと思いますが、基本的にこの線によろしいかと思います。

【19番委員】 分かりました。

【議長】 ほかに質疑のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、意見のある方。

（「なし」の声あり）

【議長】 ないようですので、採決をさせていただきます。

受付番号32を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、許可とするものといたします。

次に、議案書7ページ、日程第2、議案第64号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号11について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局長】 受付番号11です。これは昨月から継続になっている案件でございます。

当初、申請者側が■■■■■が提示した課題が事務局のほうに提出されておりません。地権者と排水をどうしていくのか、どこに落とすのか、そういった件で、図面と業者での約束事、確約書、まだそこまで話が至っていないという、今日現在ということでございます。また、地域でいろいろ説明なり確認をしてもらってくださいという生産組合への説明につきましても、まだ

最終的に終わっていないということで、こちらについては、後で、もしかしたら地区委員のほうからお話もあるかもしれませんが、ただ、決裂をされているわけではないと、話が頓挫しちゃっているわけではなくて、まだ継続中ということで、もう1回そろった時点で審議をするしかないのかなと、今日現在では審議のしようがないということで、今回も審議を継続したいと思っております。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

それでは、地区は大谷ですけれども、周辺農地は今里地区の生産者がほとんどでございます。まず、今里地区の委員として何かご質問、意見等あればお伺いいたします。19番委員。

【19番委員】 経過を説明させていただきたいと思えます。

実は今里の代表と、ものみの塔の事業者との間で、12月10日に自治会館で話し合いが行われました。このときに進展がありまして、要は真ん中に977号線という、海老名市の道があるのですけれども、この幅員が3.7から3.8しかないんですね。今里の自治会のほうから道路整備の要望書が出ていまして、そのときに回答として道路整備課から、4メートルにしなければいけないので、その分、拡幅として地権者の同意がいただけないと、この道路整備は今後整備できませんよという回答がありました。この件のことを■■■■■に説明したんですけれども、■■■■■で、これは了解したということで、道路の中心線から2メートル、擁壁を下げますということが、取りあえず話し合いをして向こうが了解いたしました。これが第1点。

それと、もう1つは、道路のところですけども、隅切りを設けるということで、擁壁を隅切りの形にしていく。これが2点目です。

あともう1点目は、■■■さんのほうの田んぼなんですけども、両側にU字溝があったのですけれども、これを片側はU字溝で、片側は重量式の擁壁でつくるといような形にしました。これが3点目です。

4点目が、これはどうなるか分からないのですけれども、977号線に対して舗装しようという話が今出ていました。これも了解したというのですが、これは海老名市との協議がもしかして出てくるかもしれないので、こ

れはどうか分かりませんが、現在、そんな状況の中で、あと、設計事務所のほうがこの内容について、でき上がった図面をもう一度持つてくるということで、今、現在はストップしています。ですから、■■さんのほうもちょっと行かなきゃいけないんですけども、内容的にも前へ進まなきゃいけないんですけども、今、こういう状況の中で、今、進展がストップしているという状況です。

■■さんのほうは、設計事務所のほうには排水の件ですね、これに関しては、断面図をつくってくれという形で要望しております。あとは設計事務所のほうでそれをどういう形にしてくるか、図面に起こして持つてくると思いますので、それができ上がれば大体前に進んでいくと思われま

以上です。

【議長】 それでは、大谷地区の委員といたしまして、ご意見がございましたらよろしくお願

【7番委員】 先ほど、19番委員が申し上げた内容というか、その打合せに、大谷の地区委員として出席させてもらいました。内容的には漏れはなくて、今里の方の要望が酌んでいただいたということで、前向きに進んでいると思っております。

以上です。

【議長】 受付番号11について、事務局から説明があったように、審議を継続することについて、採決をさせていただきたいと思

継続することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、審議継続といたします。

続きまして、議案書8ページから9ページ、受付番号15について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主事】 受付番号15、申請地は、海老名市社家■■■■■■■■■■、ほか20筆でございます。転用者は、■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■、譲渡人は、社家■■■■■■■■■■、■■■■、ほか16名でございます。登記簿地目は、いずれも田、申請面積は、合計■■■■■■■■■■平米、転用の目的は、特定流通業務施設、物流倉庫でございます。農地区分は、第2種でございます

。

以上です。

【議長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。10番委員。

【10番委員】 ちょっと長くなります。

本件は、実は9月11日ですか、定例会の前に私のところに参りまして、地区では2回ほど住民説明、近隣説明を行っております。ただ、そのときに、申請の関係資料が未提出であったため、9月の定例会には審議に至らず、整うまで待ちましょうということで、事務局では保留にしておりました。

不足していた内容については4件ほどあります。まず1点目が、国土交通省の物効法に伴う認定が未提出であった、それから、神奈川県土地利用条例の協議が未定であった、3点目が、相模川左岸土地改良区の未確認、4点目、海老名市まちづくり条例の協議がまだ未定であったことが挙げられておりました。地権者は17名で、1.5ヘクタール弱の規模の大規模な転用です。申請代理人からは、地元の説明会が2回、それから、近隣農地の関係者に対しても了承を受け、上記の4点の項目が全部クリアされたということで、事務局が受理し、12月の定例会にて、本日、審議されることになったものと思われまます。社家地区の委員としては、まず、開発転用農地が、周りを全部道路に囲まれた1区画であります。それによって近隣耕作者への影響は非常に少ない、そして、農業用水、排水についても、現状のまま市の管理状態に戻し、特に問題ないこと、ほかにも、海老名市まちづくり条例に対して不備事項がないことを事務局が確認しているとのことであり、転用やむなしと思われまます。

なお、この後、工事中において、農地の耕作者への説明等も要望しており、生産組合長、左岸総代、農業委員立会いの下、工事進行の説明を行うことを施工業者に伝えるよう確認しているところです。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主事】 まず、申請地の場所なのですけれども、資料2-1及び2-2にありますとおり、海老名市立社家小学校の東側、通称産業道路と呼ばれております主

要地方道相模原茅ヶ崎線を挟んだ東側にございます、■■■■■、ほか20筆にございます。転用者である■■■■■■■■■は、横浜市■■■■■を所在地とする食品全般、ドライアイス、保冷剤及び洗剤などを取り扱う総合商社にございます。現在、■■■■■は、神奈川県に横浜支店、横須賀営業所、平塚営業所、大和営業所、相模原営業所及び小田原営業所の合計6か所、また、東京、新潟、静岡、中京、大阪、北陸、東北、北海道各地区にも支店及び営業所を構えております。今回、神奈川県内にある6か所の支店、営業所の機能を1か所に集約し、全国各地への輸送を効率的に行える新規事業の拠点を設けるための候補地を探しておりました。

こちら、申請地を選定した理由につきましては、さきに述べたとおり、まず、県内の6か所の支店及び営業所の機能を1か所に集約することから、選定地区を県内の中央部に当たる県央地域にて検討しておりました。今回、申請地である社家地区は、東名高速道路と首都圏中央連絡自動車道、通称さがみ縦貫道につながる海老名インターチェンジの3キロ圏内にあり、アクセス道路への渋滞が少ないこと、また、物流倉庫建設に当たっては、まとまった土地を必要とすることから、市街化区域内では既に土地利用がなされている状態であるため、そのようなまとまった土地が確保できなかったことから、市街化調整区域である当該申請地を選定するに至りました。

当該申請地以外の選定地につきましては、都市計画法に基づく開発許可の指定要件を満たす必要があることから、東名高速道路厚木インターチェンジが存する厚木市もその候補地として検討しておりましたが、厚木インターチェンジ付近では既に土地利用がなされており、物流倉庫建設に必要なまとまった土地が確保できないことから断念しております。

農地の立地基準につきましては、当該申請地は農用地区域外にあり、甲種農地の要件に該当せず、JR相模線社家駅から500メートル以内にあることから、第2種農地と判断しております。

続きまして、土地利用計画図の説明をさせていただきます。資料2-3の土地利用計画図を御覧ください。図は、上が北を指しております。敷地全体は最大で1.7メートルほど盛土して整地し、外周部分は法面処理とし、一部RC擁壁で土留めを行います。今回の計画では、敷地内において切土はい

たしません。建築面積は6,345.17平米の鉄骨造2階建ての計画になっており、敷地全体には全面アスファルト舗装をし、駐車スペース及び緑地帯を設ける計画となっております。敷地内への車両進入につきましては、西側の県道から出入りを行います。出入口部分につきましては、神奈川県厚木土木事務所東部センターとの協議の結果、既存の水路にボックスカルバートを設置する計画となっております。

次に、敷地内の雨水対策についてでございます。雨水対策につきましては、敷地内を取り囲む形で自由勾配側溝を設置し、敷地西側に設置する雨水貯留施設に雨水を集め、流量を調整し、西側排水路へ接続する計画となっております。また、現在、周囲に水路があるんですけども、用水としての機能はなくなってしまうのですが、道路排水としての機能は損なわないよう、そのまま生かす計画となっております、従前からありました、水路からの取入口や排水口につきましては、閉塞等必要な処置を施すよう、市農政課から要望が出ております。また、本件の特定流通業務施設の計画につきましては、令和5年5月30日に地元の社家自治会にて説明会を行っております。この説明会には、地権者以外に周辺農地の耕作者も出席対応としたものであり、説明の中で日影に関する説明も行っておりますが、出席者から特に異論はなかったと聞いております。

そのほか、先ほど10番委員からご説明もありましたとおり、物効法の許認可及び土地利用調整条例、左岸土地改良区の意見書及びまちづくり条例の許認可も下りており、転用が不確実とされる要因は確認できず、隣接する農地、周囲の土地への被害防除対策も図られていることから、転用やむなしと思われま。

以上です。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 こちらも12月22日に現地調査班で現地確認を行いました。現地は、10番委員もお話があったように、道路で四方が囲まれておりまして、他の農地への影響というものは、排水も含めて少ないということで、問題等はないと思います。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号15について、質疑のある方。

【2番委員】 本件は、開発行為そのものの形としては適切かなというふうに思うのですが、現実的に道路に囲まれているという部分と、それから、あわせて、隣接して水路がありますね。水路と道路との段差は現地は多分あったと思うんですね。道路よりも低く、たしかU字溝が至っているという状況があるということ。これは今までは農業者、みんな、農家だったですから、関係者が、水路も含めて管理していたと思うんですが、農業者がいなくなっちゃうと、ほかの生産班の中で、この水路も管理するようになりますよね。そのときに、片方は開発区域になってしまって、1段下がったところのU字溝は非常に管理しづらい状況だと思うんですが、それと、あわせて、特に東側の道路に隣接した水路、排水路、これは資料2-1の撮②の写真がありますね。北側から南側に向かって撮った写真だと思うのですが、ここに道路があって、のりがあって、それから1段低く水路があるんですね。それからさらに土上げみたいな形があって、それから開発区域という形になっているんですね。これ、私も時々通るのですが、夏になると、道路のほうへはみ出して草がすごいんですね。この道路。多分これから地元で管理されていく上で、このところを開発者のほうで何とか処理させないと、地元で相当に管理が苦労されるんじゃないかなと思うんですけれども、これだけの大きな開発ですから、何か地元のほうで条件をつけて、このところを管理が将来しやすくなるような形に調整してほしいなというふうに思うこと。

それから、道路の隅切りを取ってもらっている、これは非常にいいと思うんですね。特に東側の道路に対しては5メートルの隅切りを取っていますから、いいと思うんです。その隅切りと、今の水路とは、うまくすりつけをしてもらわないと、水路のほう、落っこっちゃいますからね。隅切り。だから、そういうふうな形の細かな点をきちっと調整しておかないと、後々、地域のほうで困るんじゃないかなということを含めて、今後、そのような調整を図っていただきたいということのお願いでございます。

私からは以上です。

【議長】 事務局、今の件に関して、どうですか。水路のところ、雑草の件。

【事務局長】 おっしゃるとおりの話でございまして、たまたまこれだけの面積の開発だ

から。草の話です。ただ、転用者からすると、ここは俺の敷地じゃないという思いがありまして、実際に過去の転用とかでも、1反分の駐車場でも水路敷があって、50センチ離れていると、転用者、所有権が代わってやらない、じゃ、今まで田んぼの生産者がやっていたけど、生産者はやるのということ、やらなくなってしまうような状況が続いて、結局、生産組合の誰かがやるとか、やらずにというような、これは実情の話を今私はしております。なので、なるべくまちづくりの開発とかが出た場合、そういう将来も含めて、自分の土地ではないけれども、敷地の西側なり東側なり南側なりの草を刈るようにしてくださいよというような協議を地元としてくださいみたいな話は、農政課が現在やってはいると思いますが、あとはやってくれるかやってくれないかというのは所有者の話になってしまいます。

あとは、それが駄目でどうしようもないと、市の農政課が金を出してやったりしているのが実情でございます。

一応実情を話させていただきました。

以上です。

【議長】 それでは、地元であります10番委員、今の2番委員のあれに関してはいかがでしょうか。

【10番委員】 2番委員が言われたのは、ここに写真の②がありますね。②の真下、ここに用水があります。その水利の左側は生産組合の仕事なんです。分かりますか。これは市から請け負って、毎年2回、草刈りをやっています。ただ、これから、右側の畦、これについては、以前、3か所ぐらい、物効法でつくったものが、この南側にあるんですが、そこと同じような形で植栽するか、草が生えないような形の処置を取ってもらうように、生産組合でも要望しております。ですから、それほど管理をする必要はないのではないかと、うふうな考えを持っています。

【2番委員】 そのような形で地元が了解されていれば、それでよろしいかと思えますけれども、いずれにしても管理の面を重視して考えていく必要があるのかなという意見でございます。

以上です。

【議長】 貴重な意見、ありがとうございました。

【5番委員】 隣が小学校ですね。そうすると、交通の問題とかそういう問題が要望とか何か出ませんでしたか。

【事務局長】 農業委員会には直接ないんですが、市の開発の協議の関係で、特段、農業委員会としてはこういう要望があったとは聞いていませんが、もしかしたら協議の中でそういう話が教育委員会のほうからと事業者側でこんなふうにするというようなやり取りがあったかもしれませんが、今の時点ではその協議書を持っていないので。ただ、学校に近かったりすると、今言っているように、関係課として教育委員会あたりもそれなりに工事中は気をつけろとかやったりするのかなという気はしますけど、今の段階ではちょっと分かりません。

【10番委員】 実は社家小学校は近いのですが、この工事を行う場所については、登下校の道路にはなっていないんです。子供は通れません。絶対通らないとは言いませんけど。登下校の道路にはなっておりません。北側の交差点から南側には児童は行かないのです。すぐ交差点から小学校のほうに渡ってしまって、登校するという方法をとっています。

【19番委員】 植樹の問題なのですけれども、資料2-6を御覧いただきたいのですが、植樹をつけるのは開発上必要なことなのですが、実はこの用地の東側のほうに植樹があります。ここに高木のシラカシを植えるんですよ。今までここには、この地域は田んぼでしたから、木というものはほとんどなかった、ところが、ここに高木の木を植えることによってスズメによる害が出てくるんじゃないのかなというふうに私は危惧するんですよ。今現在、工事上では高木の木を植えても大した木じゃない、小さな苗木ですけれども、これが5年、10年になると、大きな木になってきて、ここにスズメが止まり始める、そうすると、東側の隣の田んぼの人のほうにスズメが食害をするというようなことがあるので、東側はできれば高木はやめていただきたい、低木の本当に低いような木にしていただけないかということです。以上なんですけど、どうでしょうか。

【議長】 先日、この件で、景観審議会の会議がありまして、そのときに、東側には低木を植えてくれということではお願いしてあって、今回のこの資料、確認してなくて、すみません、そういう要望を私のほうから言っておきました

。それと、あと北側に関しても、日照権の問題があるので、北側に田んぼがあるので、高い樹木はよしてくれというような要望は出しておきました。これ、もう1回、都市計画のほうに聞いてもらえるかな。

【事務局長】 今のご意見につきましては、今日の委員会でそういう話が出たと、スズメの害等将来あるので、極力、高木はやめてほしいという意見が出たよという話を、まちづくり協議を行う住宅まちづくり課に話をさせていただく。多分、環境審議会でも出ていますので、恐らく業者のほうはそういうふうな話を持ってくるかと思えますけれども、確認を含めて話をさせていただきます。

【3番委員】 これも勉強不足なので分からないのですけれども、北側と南側の道路をどんなふうな形で、でき上がった後はどうなるのでしょうか、それだけ教えてください。何メートル道路になるのか。

【主幹兼管理係長】 今の北側の道路と南側の道路、北側の道路は未舗装、わだちがあって、草が生えているような状態なんですけど、ここをアスファルト舗装するとかという整備をするという話は聞いていないです。

【3番委員】 今までどおりということ。

【主幹兼管理係長】 今までどおり。

【3番委員】 南側はアスファルト。

【主幹兼管理係長】 南側はアスファルトになっています。というか、今現状、アスファルトになっているので。

【3番委員】 そのまま、道路に関しては一切、手をつけない。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。受付番号15を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手)

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。暫時休憩といたします。

(休憩)

【議 長】 それでは、再開いたします。

続きまして、受付番号 16 について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 それでは、受付番号 16 でございます。まず、申請地でございますが、申請地は、県立有馬高等学校から北側へ約 200メートル進んだところに位置しております、社家■■■■■■■■■、登記簿地目、田、■■■平米、ほか1筆、合計■■■平米、議案書のとおりでございます。転用者は、厚木市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、代表取締役■■■■■、譲渡人は、綾瀬市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、議案書のとおりです。転用の目的は、資材置場、権利の書類は、所有権の移転です。現地の案内図及び写真等につきましては資料 3-1、そのほか、公図、土地利用計画図等につきましては資料 3-2 から 3-8 までをお配りしております。

以上でございます。

【議 長】 提案説明が終わりました。

地区委員の意見をお伺いいたします。10 番委員。

【10 番委員】 本件は、社家■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、ほか1筆、計■■■平米、1反の資材置場にする農地転用であります。北側については現在住宅が建っております。東側、西側については水田になっております。南側は、通称水道道と呼ばれる市道に挟まれております。転用した場合の東側、西側の水田耕作に対しては、資材置場にブロック積み及びフェンス造にて処理、出入口は、西側の県道を利用することがうたっております。そして、水路専用についても、8メートルの入り口、出口をつくりまして、車両の重さに耐え得るようなグレーチングを3か所設けます。そして、水路の清掃なども地元、生産組合とも確認しております。東西の水田の排水に対しても特に支障はなく、照明設備等も設置していないと思われまので、転用に対しては特に問題ないと思われま。

以上です。

【議 長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 それでは、詳細説明でございます。

転用者の■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■は、舗装工事業や建設機械の運搬業などを主と

して事業を行っております。現在使用しております、愛川町にある置場の地権者から立ち退き要望が出ていることから、厚木市内の農地を探して地権者と交渉していましたが、断られており、海老名市内にある取引先業者からの紹介により、条件に合う当該申請地が見つかったことから、申請に至りました。また、当申請地を選定した具体的な理由といたしましては、海老名市内の取引先業者のほか、平塚市と横浜市にも取引先業者が複数あること、神奈川県を営業範囲としていること、現在置場として使用している愛川町より海老名市のほうが利便性にすぐれていること、現置場の作業面積が約■■■
■■■平米あり、それと同程度の面積である本申請地の■■■平米が必要とのこととございます。

続きまして、本件申請地の農地の立地基準につきましては、こちら、第2種農地になります。別紙の資料3-1の中段に記載してありますとおり、こちらは農用地区域外で、甲種農地、第3種農地の要件はなく、JR社家駅から500メートル以内にある農地の区域であることから、第2種農地と判断できるものとございます。

続きまして、資料3-3の土地利用計画図を御覧いただきたいと思っております。図は、右が北を指しております。被害防除等につきましては、敷地内を全面砂利敷とし、南側1か所に入出口を設け、北側及び東西にコンクリートブロック3段積みにして、その上に60センチのネットフェンスを設置し、隣接農地や農作物に支障がないような計画となっております。雨水排水につきましては、南側入出口の東西に雨水浸透施設を設置し、敷地内の南側へ水が流れるよう勾配をつけて流出する計画となっております。また、南側出入口の間口を当初10メートルで計画しておりましたが、海老名市のまちづくり条例の協議において8メートルにすること、ボックスカルポートを2か所設置することの指導により、計画が一部変更となっております。また、誓約書により、許可後の転用目的どおり、使用の制約や隣地同意書による近隣農地所有者からの同意も得ており、海老名市住みよいまちづくり条例の協議も締結済みで、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 こちらも12月22日に現地確認を行ってまいりました。現地及び周辺は、田んぼで稲作が行われておりました。水路等確認しましたが、特に問題となるようなところはございませんでした。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号16について、質疑のある方。

【19番委員】 資料3-7なのですけれども、入り口の横断暗渠の件なんです。これ、既設のU字溝から入り口の部分は横断暗渠で、中が円形になっているのですよね。本来ならば、既設のU字溝から新設のものにつなぐときに、同じような形状でつなげばいいのに、なぜここで円形にしちゃっているのかという問題なんです。円形にしちゃうと水の抵抗が出てくるというか、詰まりやすいと思うんです。片側U字溝で流れてきたものが途中から円形になるということは、どこかで抵抗がかかってきますから、流れにくくなってくるとし、物が詰まりやすくなってくる。なぜこれ、横断暗渠が円形なのかというのが私には疑問に思うのですけれども、どうでしょうか。

【議長】 その点、いかがでしょうか。事務局。

【19番委員】 これ、農業とは違って、土木の関係なんだけど。本来ならば、同じ構造物でいくのならば、同じ構造物の形の横断暗渠を持っていけばいいのに、なぜここで円形を使うのかというのが僕には疑問なのです。横断暗渠では円形じゃなくて四角い台形型のやつがあるんだね。種類として。水の抵抗は結構かかっちゃうんだよね。円形、途中から断面を変えると。農業用水、流れていますよね。

【事務局長】 流れています。

【19番委員】 流れていなきゃ別にいいんだけど、雨水だったら構わないのだけれども、常に流れているので。

【議長】 暫時休憩といたします。

(休憩)

【議長】 それでは、再開いたします。

先ほどの19番委員の質問ですが、そのお答えのほうをよろしくお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 今、確認してきたんですけれども、うまく説明できるか分かりませんが、資料3-3を御覧いただきたいと思うんですけれども、3-3の土地利用計画図になります。その図で言うと左側の出入口の部分のところなのですけれども、要は現状、ここ、U字溝になっているんですけれども、U字溝からそのまま、先ほど19番委員が言われた円形の暗渠、これをつけてしまうと、確かに流れが悪く、水の管理というか、そういうのがしばらくのような状況にはなるんですけれども、その間に3つますがありまして、こういったますとますとの間にはよく円形の暗渠を入れるそうです。入れることによって、水の流量を調整する役割があるということで、道路工事の側溝とかにもこういったものは使われているというようなことを説明を受けてきました。

以上です。

【19番委員】 本来、ますというのは、泥だめをつくるんですよ。これ、泥だめ、ないでしょう。普通、泥だめは下につくるんですよ。ますのところにないんですよ。だから、土砂がどんどん流れてきて、ますにたまっちゃう。流れが悪くなっちゃう。横断暗渠には四角い暗渠がちゃんとあるんですよ。普通は四角い暗渠なんです。円形というのは普通横断暗渠には使わないです。海老名市は何か使うみたいなんだけど、本来は横断暗渠は四角い暗渠です。それだけです。あと、水の問題がなければいいです。後々、下の下流側の農家の方から、水の流れが悪くなって、水が入ってこないよというふうな問題がなければ、別にこれでも構いません。それだけです。

以上です。

【議長】 それでは、意見としてお伺いしておきます。

【3番委員】 アスファルトフィニッシャーというのはどんな機械なんですか。

【19番委員】 アスファルトを平らに流すための機械。アスファルト、5センチ流す。その5センチを乗つけたやつを前に流しながら平らにして5センチで確実にやっていくんです。アスファルトの機械です。

【3番委員】 油を使うので、野ざらしにしてあるんだけど、物というのは雨にたたられて敷地の砂利敷きの中に下へ浸透して行って周りの油とか何かで ないものかな。それだけ。それがちょっと気になった、そういうことなんだけど。

【事務局長】 基本的にそういうことがないような施設と、そういうことをしないようにということなので、もし許可が出た際には、その旨を事業者のほうに話をしたいと思います。

【議長】 よろしく願いいたします。

【2番委員】 ちょっと細かな点でごめんなさい。資料3-3で、※印で出入り車両と書いてあって、西側から西側なんだけど、これ、南から南側、訂正だけさせておいてください。

【10番委員】 この言葉使いは、何が言いたいかというと、この駐車場に入る車が西側の県道から入りなさいということで書いてもらいました。意味、分かりますか。東側のほうには行かないようにと、それでわざわざここに一文入れてもらいました。そういうことです。

【2番委員】 戻ってまた戻る。

【10番委員】 戻るんです。西側の県道を使いなさいと。

【3番委員】 南には来ないよということ。

【事務局長】 東には行かないよ。

【10番委員】 東には行っちゃ駄目だよ。要は、何かというと、半分から南側が水道道なんですよ。その上は車が走れない。ということは、今、半分から北側しか使えないので、普通乗用車でもやっとなんです。すれ違うのが。そこへちょっとした大きい車が通ったら、危険でしょうがない。ということで、あえて西側の県道を使ってくださいというふうに明文化させました。

【2番委員】 そうしたら、車両の敷地への進入については、西側から入って西側へというふうにしたほうがいいね。そうしないと、先ほど私の理解と今の小松さんの説明と、それを合わせるとそういう表現になるはずだね。そういうふうにしておいたら。

【17番委員】 今の水道道、管が入っているほうは、本当は車両は走ってはいけないんだね。暗黙の上で走っちゃっているんだけど、余計、重機なんか走ると、すれ違いができないからと、今度は重機が水道道のほうに管があるほうに入っちゃうんじゃないか。車が今度、県道のほうに出ていくのに、前から車が来たら、重機のほうが水道の管のほうを走っちゃう。違反でしょう。相模線の踏切のほうから乗用車とかトラックが入ってきた場合に、重機が県道のほう

に走っていくのに、すれ違いができないから、横須賀水道の道路のほうを走っちゃうわけだ。本当はいけないことだよな。

【10番委員】 それはやむを得ないですよ。すれ違えない。

【17番委員】 だから、本当はいけないんだよ。暗黙で、いいことになっちゃっているけど。

【事務局長】 水道道を通ってはよくないと思います。水道道があるからそう思うだけで、水道道がなくて、その道の太さだったら、西側に出るとき、西側から対面車が来たら待っていなきゃいけない、ただそれだけの話で、別にこの道路をその機械が通っちゃいけないわけじゃないですから。ただ、南側に水道道があるから、そっちに行っちゃうかもしれないよということの話なので、行っちゃ駄目、すれ違いができなかつたら、資材置場、西側に出ていくときには、対向車が来たら止まっていなさいよと、それしかないと思いますけど。

【議長】 よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【議長】 それでは、ほかに意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号16を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

【議長】 挙手全員であります。よって、許可相当といたします。

続きまして、受付番号17について、事務局から提案説明をお願いいたします。

【主任主事】 それでは、提案説明に入る前に、本日、冒頭で説明がありましたとおり、資料の訂正がございまして、資料右上に、訂正資料2と記載してある資料が差し替えでございまして、こちらの訂正理由として2点ございまして、1つ目は、農地法第56条により、「土地の面積は、登記簿の地積による。ただし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合及び登記簿の地積がない場合には、実測に基づき、農業委員会が認定したところによる」とのことで、著しくの表現には1割程度と基準を定めていることから、本来は登記簿の地積で申請することとなっているため、今回、申請面積は転用者が申請面積を実測計

この中で、私のほうから要望したのが、この資料の4-6というA3の図面がありますけれども、このA-A'断面がありまして、これの左側のほうに既設水路敷幅、1.82という数字がありますけれども、これが田んぼの用水の幅というふうになっています。現状は、この絵にあるように、コンクリートでこの水路ができておりまして、その両端の703という数字、703ミリなのですけれども、この間をコンクリートにしてくださいと、要は草が出ないようにしておいてくださいと、これ、転用されて、後に生産組合が、先ほどの話じゃないですけれども、ここを草刈りするのかもしれないと、多分やらないと思いますので、ここをコンクリート舗装にしてもらえれば判こを押しますよという要望を出しまして、今、それが受け入れてもらえたということでもあります。現に今年の初め、総合病院の駐車場、これの下流側というか、南側にあるんですけれども、ここもやはりそういう要望を出してございまして、実際にはやってもらったということでもあります。そういうことで、こちらのほうも判こを押したということでもあります。

以上です。

【議長】 それでは、事務局から詳細説明をお願いいたします。

【主任主事】 転用者の■■■■■は、20年以上、海老名駅周辺地区を中心に不動産業と月決め駐車場管理運営をしております。海老名市役所周辺において都市計画区域の見直しにより、令和6年3月には市街化区域に編入される見込みとなり、継続して使用できない駐車場が多々あり、転用者の■■■■■としても、この地域で100台以上の駐車場を管理しており、利用者から代替駐車場の要望が出されております。現在の駐車場隣接地に代替地を取得する検討をしていたところ、申請地の地権者から、当該農地の提供をいただき、駐車場利用者と協議、検討の末、32台の月決め駐車場とすることに同意を得たことから、本申請に至りました。また、既存の駐車場の管理運営については、今後、混乱がないよう、継続的に駐車場用地の提供者探しを進めていくとのことです。なお、現在の駐車場については、大谷35番2、こちらはセブーンイレブン大谷北店の北側に29台、河原口1598番1、こちらは特別養護老人ホーム、シェ・モアの西側に38台、そのほか、市街化区域編入予定箇所の勝瀬、河原口地区を含め、合計142台でございます。

続いて、本件申請地の農地の基準については第3種農地になります。別紙資料4-1中段に記載してありますとおり、こちらは農用地区域外で、甲種農地の要件に該当せず、海老名市役所からおおむね300メートル以内の区域にあることから、第3種農地と判断できます。

続きまして、資料4-3の土地利用計画図を御覧ください。図は、上が北を指しております。被害防除等につきましては、敷地内を砕石舗装とし、東側には出入口を設け、周囲は、南東側を除き、2.5メートルの法面工を施工、また、東側の市道416号線との境界については、各関係機関と調整の上、自費施工にて工事される予定であります。

雨水排水につきましては、雨水浸透ますを敷地内の中央に3か所、西側に2か所設置し、敷地内で浸透処理する計画となっております。また、誓約書により、転用後の目的どおり使用の制約や近隣農地所有者からも同意を得ており、海老名市住みよいまちづくり条例の協議も締結済みであり、転用が不確実とされる要因は確認できず、周囲の土地への被害防除策も図られていることから、転用やむなしと思われれます。

以上でございます。

【議長】 それでは、現地調査班の意見をお伺いいたします。7番委員。

【7番委員】 こちらも12月22日に現地を確認してまいりました。現地は作付をされていない状態ですが、この資料の写真ではなくて、一部耕耘されている状態で、ぎりぎり管理されていると判断できます。場所柄、周りも駐車場が広がっている中で、転用やむなしということであると思われれます。

以上です。

【議長】 それでは、受付番号17について、質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 質疑、意見もないようでございますので、採決をさせていただきます。

受付番号17を許可相当とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

。

(挙手)

次に、議案書13ページから26ページ、日程第5、議案第67号 農用地利用集積計画（案）について「貸し借り」を議題といたします。

お諮りいたします。今回審議する計画案は全部で52案です。貸し借りを継続する計画案は42案、新たに貸し借りを始める計画案は10案です。そこで、効率よく進めるため、初めに、新規の10案について、説明、質疑、意見、採決を一括して行い、続いて、継続の42案について、説明、質疑、意見、採決を一括で審議したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【議長】 異議なしと認めます。よって、そのように進めさせていただきます。

それではまず、議案書13ページから26ページ、新案の10案について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主 事】 農用地利用集積計画について、改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸し借りについて、当事者より申出がありましたので、農用地利用集積計画（案）を上程いたします。この審議を経て、海老名市に対し計画（案）を送付しまして、農用地利用集積計画を定めるよう要請いたします。海老名市は、それに基づき、農用地利用集積計画を作成し、その公告があったときに権利の設定の効果が生じます。海老名市では、この貸し借りの期間につきまして、便宜上、全ての終期を12月末としております。この期限が迫っている旨のお知らせを10月中旬に送付しております。今回、案件が多くなりましたので、先ほどご説明がありましたとおり、まず新規の案件を一括でご説明させていただきます。

まず、議案書17ページ、受付番号75です。借り手は、海老名市大谷南■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、海老名市大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、大谷■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■平米、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和6年1月1日から令和11年12月31日までの6年間でございます。

続いて、同じく17ページ、受付番号76です。借り手は、海老名市大谷南■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、海老名市上郷■■■■■■■■■■、

■■■■■、貸し借りする農地は、海老名市上郷■■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。

続いて、議案書18ページ、受付番号77、借り手は、海老名市大谷南■■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、海老名市大谷南■■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、大谷■■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■平米、ほか13筆、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、全て水田、貸し借りの期間は、令和6年1月1日から令和11年12月31日までの6年間でございます。

続いて、議案書の20ページ、受付番号80番、借り手は、同じく海老名市■■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、海老名市国分北■■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、上今泉■■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■平米、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間でございます。

続いて、同じく議案書の20ページ、受付番号81番、借り手は、海老名市■■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し手は、綾瀬市■■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、社家■■■■■■■■■■■、現況地目、田、地積、■■■平米、議案書のとおりです。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、水田、貸し借りの期間は、令和6年1月1日から令和10年12月31日までの5年間でございます。

続いて、同じく20ページ、受付番号83番です。借り手は、海老名市勝瀬175番地の1、一般社団法人海老名市農業支援センター、代表理事萩原圭一、貸し手は、海老名市大谷南■■■■■■■■■■■、■■■■■、貸し借りする農地は、中河内■■■■■■■■■■■、現況地目、畑、地積、■■■平米、ほか1筆、議案書のとおりでございます。貸し借りの種類は、使用貸借権の設定、利用目的は、普通畑、貸し借りの期間は、令和6年1月1日から令和8年12月31日までの3年間です。

続いて、同じく20ページの受付番号84番、借り手は、海老名市上今泉

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

質疑のある方は一括でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようでしたら、一括して意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、新規10案について、一括して採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

続きまして、継続の42案について、事務局から説明をお願いいたします。

【主 事】 まず、継続につきましては、議案書13ページから16ページ、受付番号59から74までの16件、及び議案書19ページ、受付番号78から79までの2件、議案書20ページ、受付番号82、同じく議案書21ページから25ページの受付番号86から106までの21件、議案書26ページ、受付番号108、110の2件、合計42件につきましては、継続の計画でございますので、説明は議案書のとおりとさせていただきます。

以上です。

【議長】 説明が終わりました。

質疑のある方はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、意見のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、継続の42件について、採決をさせていただきます。

賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手)

【議長】 挙手全員であります。よって、承認とさせていただきます。

次に、議案書27ページ、日程第5、議案第68号 農地法第18条第6

それでは、一括して質疑をお受けいたします。

【19番委員】 農地の使用貸借の解約ですけれども、これは書類上だけの解約なんですか。それとも、現地で立ち会うんでしょうか。解約のときに。

【事務局長】 本当のことは、別に決まりはないのですけれども、立ち会っていない方がほとんどだとは思いますが。

【19番委員】 書類上である程度終わらせてしまうということですか。

【事務局長】 1回貸された方は例えば次の方にお貸しするというパターンも多いので、そのときには最初の方と立ち会っているかどうか分かりませんが、基本的に立会いをしているということはあまり聞いたことはないですね。最初に貸すときには立会いは当然しているのかなと思いますけれども。

【19番委員】 境界ぐいが埋まっているというのは分かりませんが、場合によっては境界がなくなっちゃうとか、そういうことが前にもあるのだけれども、あまり田んぼは関係ないのかなと思っちゃうけど。

以上です。

【議長】 ほかに質疑のある方。

(「なし」の声あり)

【議長】 ないようですので、一括して承認とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承いたします。

次に、議案書29ページ、(2)農地の一時使用についてを案件といたします。

受付番号5について、事務局から説明をお願いいたします。

【主幹兼管理係長】 それでは、農地の一時使用についてでございます。

受付番号5です。県や市が実施します公共工事に伴う資材置場や工事ヤード等のための農地の一時使用につきましては、所有者、使用者、事業者の3者から連名で申請をもらうことにより、農地転用許可不要案件について処理をしております。農業委員会では、農地を使用することがやむを得ないものであるかどうか、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれがないかなどを確認いたします。原則としては農業委員会での確認後から現地を使用してい

ついて を案件といたします。

30ページの農地法第4条の4件、31ページの5条の4件について、事務局から一括して説明をお願いいたします。

【主 事】 農地を転用する場合、転用目的で権利を設定、移転する場合には、原則として県知事の許可を受けなければならない旨が規定されておりますが、市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て転用する場合には、許可を要しないこととなっております。そちらを定めているのが農地法第4条第1項第7号と農地法第5条第1項第6号です。

では、議案書30ページを御覧ください。農地法第4条第1項第7号の規定による届出です。届出期間につきましては、令和5年11月1日から令和5年11月30日までです。受付番号24から27の合計4件で、田が171平米、畑が1,042.46平米、合計1,213.46平米でございます。

続いて、議案書31ページを御覧ください。こちらは農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。届出期間につきましては、同じく令和5年11月1日から令和5年11月30日までとなっております。受付番号42から45までの合計4件になりまして、田は0平米、畑が933平米、合計933平米でございます。これらの案件につきまして、専決処分で受理したことを一括して報告いたします。

以上です。

【議 長】 説明が終わりました。

それでは、一括して質疑をお受けいたします。何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 ないようですので、一括して了承とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【議 長】 異議なしと認めます。よって、一括して了承といたします。

次に、7. その他について、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【議 長】 事務局からは。

【事務局長】 ごいません。

【議 長】 ないようですので、本日の定例総会は終了といたします。

2番委員から閉会のご挨拶をよろしくお願いいたします。

【2番委員】 長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年第12回定例総会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。